

はままつ Well-Being アワード

2026

【応募要領】



令和 8 年 7 月

浜松市 企画調整部 デジタル・スマートシティ推進課

目次

1	目的	-----	P. 2
2	募集期間	-----	P. 2
3	表彰の種類	-----	P. 2
4	応募資格	-----	P. 2
5	応募対象	-----	P. 3
6	応募できないもの	-----	P. 3
7	応募方法	-----	P. 3
8	選考	-----	P. 4
9	表彰式	-----	P. 4
10	その他留意事項	-----	P. 4
11	問い合わせ先	-----	P. 5

1 目的

「はままつ Well-Being アワード」は、企業や団体の Well-Being に関する取組を表彰し、もって企業や団体の取組を促進することで、浜松市民の幸福感向上を図ることを目的としています。

2 募集期間

令和 8 年 7 月 13 日（月）から令和 8 年 9 月 18 日（金）まで

3 表彰の種類

（1）はままつ Well-Being インパクト賞

市民の幸福感がどの程度向上するか、Well-Being 指標や企業・団体独自の指標（アンケート等）を用いて測定されており、地域の幸福感向上への波及効果が認められる取組やサービスのうち優れたもの

（2）はままつ Well-Being デザイン賞

市民の幸福感向上に良い影響をもたらすことが期待される取組やサービスのうち優れたもの

4 応募資格

（1）企業（※）又は団体であること。

（2）過去 5 年間に、法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。

（3）浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体でないこと。

（※）個人事業主の方も応募可能です

5 応募対象

表彰の対象となる取組やサービスは、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- ・応募者が自ら実施していること。
- ・浜松市民を対象に含む取組やサービスであること。
- ・募集開始日（令和 8 年 7 月 13 日）時点で、取組やサービスの継続期間が下記を満たすこと。
 - ・はままつ Well-Being インパクト賞 2 年以上
 - ・はままつ Well-Being デザイン賞 1 年以上

6 応募できないもの

- （1）過去に本表彰の受賞歴のある取組やサービス

※過去に「はままつ Well-Being デザイン賞」を受賞した取組やサービスについて、種類を変えて「はままつ Well-Being インパクト賞」として応募することは可能です。

- （2）市が主催又は共催している取組やサービス
- （3）国又は地方公共団体の委託事業
- （4）政治、宗教又は選挙活動を目的とする取組やサービス
- （5）公序良俗に反するおそれがあると認められる取組やサービス

7 応募方法

- （1）提出書類

- ・応募申込書

- （2）様式のダウンロード・応募方法

- ・市ホームページから応募申込書（様式）のダウンロードおよび応募が可能です。

<はままつ Well-Being アワード>

3. 「はままつ Well-Being アワード 2026」の募集について

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/dsc/award.html>

(3) 応募にあたっての注意事項

- ・提出された書類は返却できません。
- ・受賞した企業又は団体の応募申込書は、市ホームページで公開を予定しています。
- ・同一年度に企業又は団体が応募できる取組やサービスの数は1点までです。

※「はままつ Well-Being インパクト賞」、「はままつ Well-Being デザイン賞」の両方に応募することはできません。どちらか1つを選択し応募してください。

8 選考

- ・応募のあった取組やサービスから表彰対象を選考します。
- ・選考は、別に定める選考基準に基づき行います。
※選考基準は市ホームページに公開しています。
- ・選考に必要があるときは、市から聞き取りを行うことがあります。
- ・選考に必要があるときは、市から追加資料の提出を求めることがあります。
- ・選考の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

9 表彰式

令和8年11月24日(火) を予定しています。

場所 浜松市役所本館5階(浜松市中央区元城町103番地の2)

※表彰対象の企業・団体には、11月上旬までにご連絡する予定です。

※受賞された企業・団体については、市ホームページや、浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを通じて広報いたします。

10 その他留意事項

- ・地域幸福度(Well-Being)指標は、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感(Well-being)」を可視化する指標として、一般社団法人スマートシティ・インスティテュート(以下SCI-Japan)が作成・開発したLiveable Well-Being City指標®の別称です。
- ・Liveable Well Being City指標を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、SCI-Japanに帰属しています。

1 1 問い合わせ先

〒430-8652

浜松市中央区元城町 103-2

浜松市 企画調整部 デジタル・スマートシティ推進課

電話：053-457-2454

E-mail：dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp